

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

港区の住民基本台帳における平成30年1月1日現在の総人口は、253,639人（外国人を除くと234,117人）であり、平成9年以降増加基調で推移しています。

地区別の総人口では各年とも高輪地区が最も多く、赤坂地区が最も少なくなっています。また、大規模マンションの建設などにより、平成20年以降、芝浦港南地区で人口が1万人以上大幅に増加しています。

区内の外国人人口は平成30年1月1日時点で19,522人となっており、総人口の約7.7%を占めています。国籍別では、中国（3,746人）、韓国及び朝鮮（3,464人）、米国（3,119人）の順に多くなっています。

平成27年国勢調査によると、都内における昼間人口は、港区が940,785人と最も多く、昼夜間人口比率も千代田区、中央区に続いて3位となっています。

港区の平成26年の民営事業所数は、39,198事業所、民営事業所の従業者数は1,002,027人となっており、平成24年と比較すると、民営事業所数は5.3%増加（国：1.6%、東京都：4.2%）、従業者数は5.2%増加（国：2.9%、東京都：6.1%）となりました。

産業分類別の事業所数(民営)の平成24年から平成26年にかけての増減をみると、事業所ベースでは「漁業」、「建設業」、「複合サービス業」以外の全ての産業分類で増加しています。

従業者数ベースでは、「製造業」、「漁業」、「不動産業,物品賃貸業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「建設業」で減少が見られるものの、他の産業分類では増加しています。特に顕著な推移は、「製造業」で34.8%従業者数が減少しているほか、「鉱業,採石業,砂利採取業」で大幅な増加(781.3%)が挙げられます。

港区に多数集積する産業は、事業所数ベースでみると「卸売業,小売業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「学術研究,専門・技術サービス業」となり、従業者数ベースでは「卸売業,小売業」、「情報通信業」、「サービス業」となります。

港区が行っている景況調査では、区内中小企業の重点経営施策として、「人材を確保する」が常に上位となっています。また、同調査で、社員の高齢化が進んでいるという一方で、IT化やIoTが必要であるという声があります。

このような状況において、港区は、区内中小企業の人材不足や従業員の高齢化を解消するための先端設備等の導入を支援し、労働生産性を向上させることが不可欠となっています。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指します。

平成29年度の港区融資あっせん制度の利用事業者を分析したところ、当計画の要件を満たすと思われる設備投資の案件が90件あり、その30%が認定を取得すると想定しています。加えて計画の新規申請を月に2件程度見込み、合計年50件の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

港区の産業は、卸売業・小売業、サービス業、製造業等と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

企業や大学、研究機関が多く集積し、交通の利便性が高いことから魅力的なビジネス環境にあります。このことから、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、港区内全域とします。

(2) 対象業種・事業

港区の産業は、卸売業・小売業、サービス業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が港区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、ロボットの導入やIoT、AIの導入による業務効率化等、多様であります。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮することとします。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとします。